

産業廃棄物処理計画作成(変更)報告書

(宛先)

埼玉県越谷環境管理事務所長

2023年6月19日



報告者

住所 埼玉県八潮市二丁目1058

氏名 ケイミューホームテック株 東東京営業所

所長 金子 靖史

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 048-995-1763

2022年度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成(変更)したので、埼玉県生活環境保全条例第20条第2項前段(後段)の規定により、次のとおり報告します。

事業場の名称	ケイミューホームテック株 東東京営業所
事業場の所在地	埼玉県八潮市二丁目1058
計画期間	2023年 4月 1日～2024年 3月31日迄
変更の概要	-

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	建設業
② 事業の規模	建設工事請負実績 完成工事高 : 1,08,466万円 元請工事完成高 : 26,283万円
③ 従業員数	14
④ 産業廃棄物の一連の処理工程	別紙1のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 (管理体制組織図) 廃棄物処理管理方針は別紙2の(1)廃棄物処理管理方針に記載のとおり、管理体制組織図は別紙3のとおり	
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	
① 現状	【前年度（ 2022年度 ）実績】
	産業廃棄物の種類 別紙2の産業廃棄物の排出の抑制と分別に関する事項(1)に記載のとおり 排出量 別紙2の産業廃棄物の排出の抑制と分別に関する事項(1)に記載のとおり
② 計画	(これまでに実施した取組) 別紙2の(2)これまで実施した排出抑制・分別に関する取組と今後実施する排出抑制・分別に関する取組に記載のとおり
	【目標】 産業廃棄物の種類 別紙2の産業廃棄物の排出の抑制と分別に関する事項(1)に記載のとおり 排出量 別紙2の産業廃棄物の排出の抑制と分別に関する事項(1)に記載のとおり
産業廃棄物の分別に関する事項	
① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙2の(2)これまで実施した排出抑制・分別に関する取組と今後実施する排出抑制・分別に関する取組に記載のとおり
	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙2の(2)これまで実施した排出抑制・分別に関する取組と今後実施する排出抑制・分別に関する取組に記載のとおり

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（ 2022年度 ）実績】	
① 現状	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)	- -	
【目標】			
② 計画	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)	- -	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（ 2022年度 ）実績】	
① 現状	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量 した産業廃棄物の量	- t	- t
(これまでに実施した取組)			
【目標】			
② 計画	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量 する産業廃棄物の量	- t	- t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

		【前年度（ 2022年度 ）実績】	
① 現状	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	- t	- t
(今後実施する予定の取組)		-	-

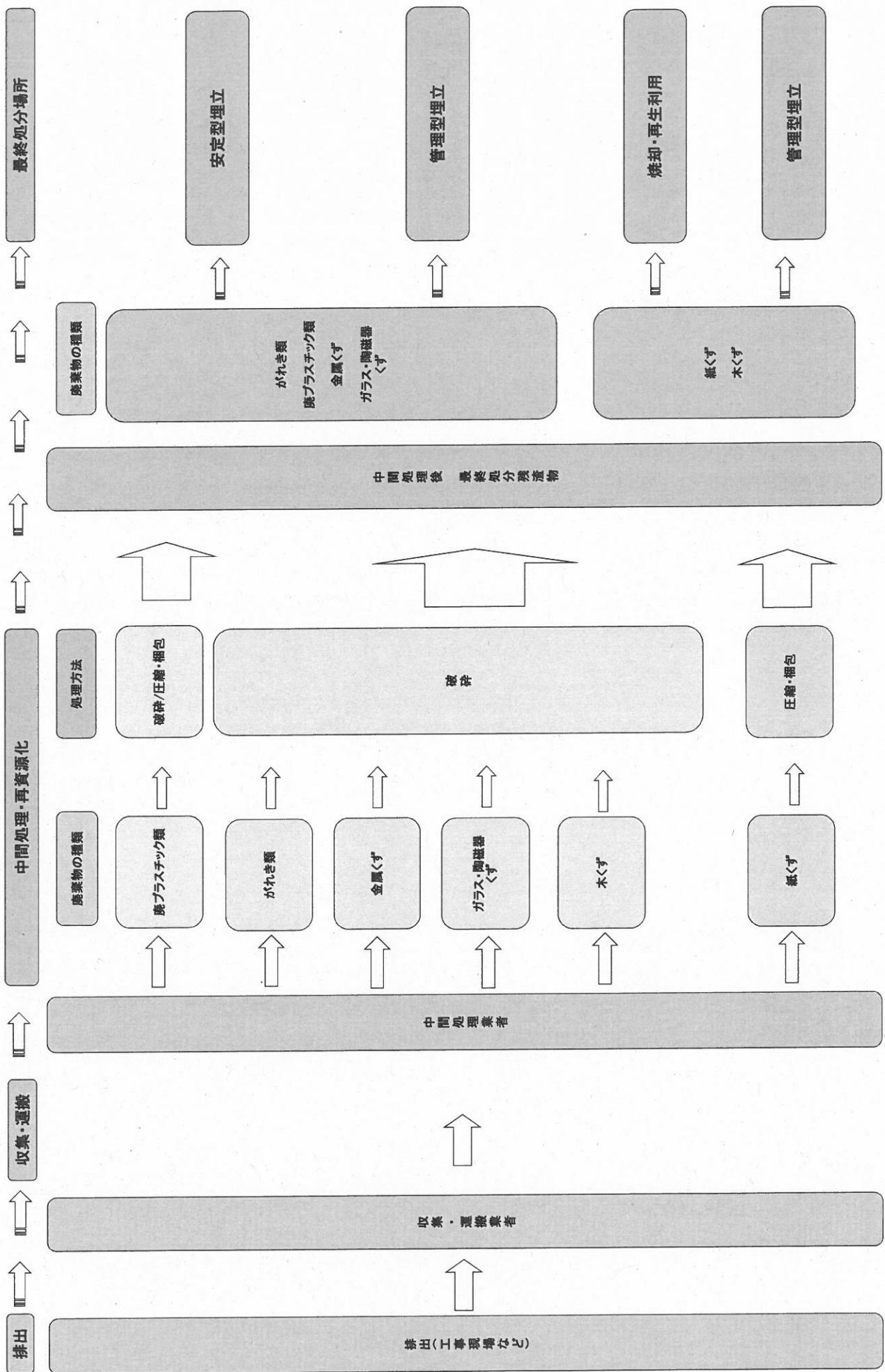
産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（ 2022年度 ）実績】	
① 現状	産業廃棄物の種類	別紙2の産業廃棄物の排出の抑制と分別に関する事項(1)に記載のとおり	
	全処理委託量	別紙2の産業廃棄物の排出の抑制と分別に関する事項(1)に記載のとおり	
	優良認定処理業者への処理委託量	-	t
	再生利用業者への処理委託量	-	t
	認定熱回収業者への処理委託量	-	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	-	t
(これまでに実施した取組)		-	-

【目標】	
② 計画	産業廃棄物の種類
	全処理委託量
	優良認定処理業者への処理委託量
	再生利用業者への処理委託量
	認定熱回収業者への処理委託量
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
(今後実施する予定の取組)	
※事務処理欄	

産業廃棄物の処理工程

別紙1



産業廃棄物の処理に関する管理体制に関する事項

(1)廃棄物処理管理方針

廃棄物処理

①法令遵守等

産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令、その他規則を遵守する。

②排出事業者の処理責任

産業廃棄物を処理業者に委託する場合には、収集運搬から処分に至るまで確認して的確に管理する。

③廃棄物処理の取組

廃棄物の処理について次に掲げる事項を実施し、また、関連会社にも必要な指導を行う。

- ア. 発生抑制
 - ・廃棄物の抑制を考慮した積算を行い、材料のロスを最小限に抑える。

- イ. 分別
 - ・事業場内で可能な限り分別をする。

- ウ. 再生利用
 - ・事業場内での材料の有効活用を徹底する。

- エ. 廃棄物の分別をし、再生利用を推進する。

- オ. その他
 - ・処理内容を確認し、処理業者と適正な委託契約を締結する。

- カ. 特別管理産業廃棄物の適正処理を確保する。

④教育方針等

発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法を整理し、従業員等に(1)に記載の当社の廃棄物管理方針についての教育・研修を行う。

産業廃棄物の排出の抑制と分別に関する事項

(1)前年度の処理計画(実績と目標)と今年度の処理計画(実績と目標)

廃棄物の種類	前々年度実績	計画時	① 現状	② 計画	処理方法
	2020年度実績	2021年度(目標)	2022年度(実績)	2023年度(目標)	
廃プラスチック類	85.2	85.0	68.8	68.0	許可業者へ委託処理
紙くず	3.3	3.0	0.0	0.0	許可業者へ委託処理
木くず	42.1	42.0	41.8	41.0	許可業者へ委託処理
金属くず	41.2	41.0	55.4	55.0	許可業者へ委託処理
ガラス・コンクリート及び陶磁器くず	690.5	690.0	526.5	526.0	許可業者へ委託処理
石膏ボード	6.6	0.0	2.7	2.0	許可業者へ委託処理
がれき類	13.3	13.0	0.0	0.0	許可業者へ委託処理
石綿含有産業廃棄物	0.0	0.0	0.0	0.0	許可業者へ委託処理
排出量(全処理委託量)	882.2	874.0	695.1	692.0	

(2)これまで実施した排出抑制・分別に関する取組と今後実施する排出抑制・分別に関する取組

項目	① 現 状	② 計 画
	これまで実施した排出抑制・分別に関する取組 産業廃棄物の排出量の減量化の可能性を検討し、最終処分量の削減、再生利用の拡大等を図る。なお、減量化について次に掲げる項目を実施する。 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 ○メーカーのリサイクルシステムの活用。 ○施工管理者による材料の有効活用を徹底。 ○再生利用ルートの確保。 ○資源化等を推進している業者と委託契約を締結する。	今後実施する排出抑制・分別に関する取組 従来の減量化の可能性に加え、更に検討を行い、最終処分量の削減、再生利用の拡大等を図る。また、メーカーへ広域認定制度の利用について提案する。なお、減量化について次に掲げる項目を実施する。 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 発生抑制 ○メーカーのリサイクルシステムの活用。 ○施工管理者による材料の有効活用を徹底。 ○再生利用ルートの確保。 ○資源化等を推進している業者と委託契約を推進する。
減量化への取組	産業廃棄物の分別に関する事項 ○再生利用を可能にするための可能な限りの分別。 ・リサイクル可能物(ダンボール、ガラス陶磁器くず) ・売却可能物(金属くず) ・再利用可能物(有価物)	産業廃棄物の分別に関する事項 ○再生利用を可能にするための可能な限りの分別。 ・リサイクル可能物(ダンボール、ガラス陶磁器くず) ・売却可能物(金属くず) ・再利用可能物(有価物)
	現在委託契約をしている処理業者と国や地方自治体の優良認定を受けた処理業者との比較。 廃棄物の抑制は、有効材などの活用により可能な限り行っているが、事業場内のスペース等の問題により限界がある。	廃棄物の発生抑制のため、排出量の削減の視線に立って使用する材料の有効活用及び工事方法を採用し、メーカーのリサイクルなども積極的に活用していく。また、再生利用を図るため、作業場内の分別を今後も推進し、廃棄物が混合しないよう努める。また、資材の再生利用を図るため、資材を再生利用している業者との委託契約を推進する。東京都が指定した第三者評価機関の審査に適合した処理業者への委託を推進する。